

第2章 都市計画公園・緑地の現状

1 都市計画決定状況

- 本市の都市計画公園・緑地は、昭和22年（1947年）に臨海公園他8公園を都市計画決定したことにはじまり、令和3年7月時点で公園193か所（計263.31ha）、緑地11か所（計80.45ha）が都市計画決定（変更）されている

表. 都市計画公園・緑地・墓園ごとの都市計画決定状況（令和3年7月末時点）

種別		箇所数	面積 (ha)	
公園	住区基幹公園	街区公園	157	42.79
		近隣公園	21	40.02
		地区公園	1	4.3
	都市基幹公園	総合公園	1	21.3
		運動公園	3	27.4
		広域公園	0	0
	特殊公園	風致公園	6	114.5
		歴史・植物公園	4	13.0
	小計		193	263.31
緑地		11	80.45	
合計		204	343.76	

2 都市計画公園・緑地の整備状況

- 決定後20年以上かつ未開設・部分開設の公園・緑地かつ、法令により適切に管理・一般公開されているもの以外が検証対象
- 都市計画公園193か所・緑地11か所のうち4か所に未整備箇所がある

種別	公園・緑地数	内訳		決定面積 (ha)
		整備済	未整備	
街区公園	157	152	3	42.79
近隣公園	21	17	1	39.99
地区公園	1	1	0	4.3
総合公園	1	1	0	21.3
運動公園	3	3	0	27.4
広域公園	0	0	0	0
風致公園	6	6	0	114.5
歴史・植物公園	4	3	0	13.0
公園合計	193	189	4	263.31
緑地	11	11	0	80.45

第3章 都市計画公園等の見直しの考え方

1 見直しの基本的な考え方

(1) 上位計画との整合性

- 令和3年度に「横須賀市みどりの基本計画」の中間見直しを行うとともに、これからの時代に合った公園の整備と管理の方針を示した「横須賀市都市公園の整備・管理の方針」を作成中
- 「横須賀市みどりの基本計画」や「横須賀市都市公園の整備・管理の方針」のほか、「横須賀都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」等の上位計画、関連計画との整合を図りながら、本市の地域の実情等を踏まえた都市計画公園・緑地の見直しを実施

(2) 検証の観点

- 公園等に求められる機能を踏まえて、「必要性」、「実現性」、「代替性」の観点から実施

(3) 見直しの主なパターン

- ① 都市計画公園・緑地としての必要性があり、目標年次における実現性があると判断できるものは、都市計画公園・緑地として「**存続**」させる
- ② 都市計画公園・緑地としての必要性はあるが、実現性が乏しいもの。ただし、周辺に都市施設として、都市計画決定できる代替先がある場合には、これに付替えて都市計画を「**変更**」する
- ③ 都市計画公園・緑地としての必要性はあるが、実現性が乏しいもの。さらに、都市計画公園・緑地の代替先はないが、公園・緑地関連の法令により継続性・担保性を確保できる場合には、都市計画公園・緑地を「**廃止**」する
- ④ 都市計画公園・緑地の必要性はあるが、実現性が乏しく、代替先も継続性・担保性もない場合には、都市計画公園・緑地として「**存続**」させる
- ⑤ 都市計画公園・緑地の必要性がないと判断する場合や、地域の実情によりやむを得ない場合は都市計画公園・緑地を「**廃止**」とする

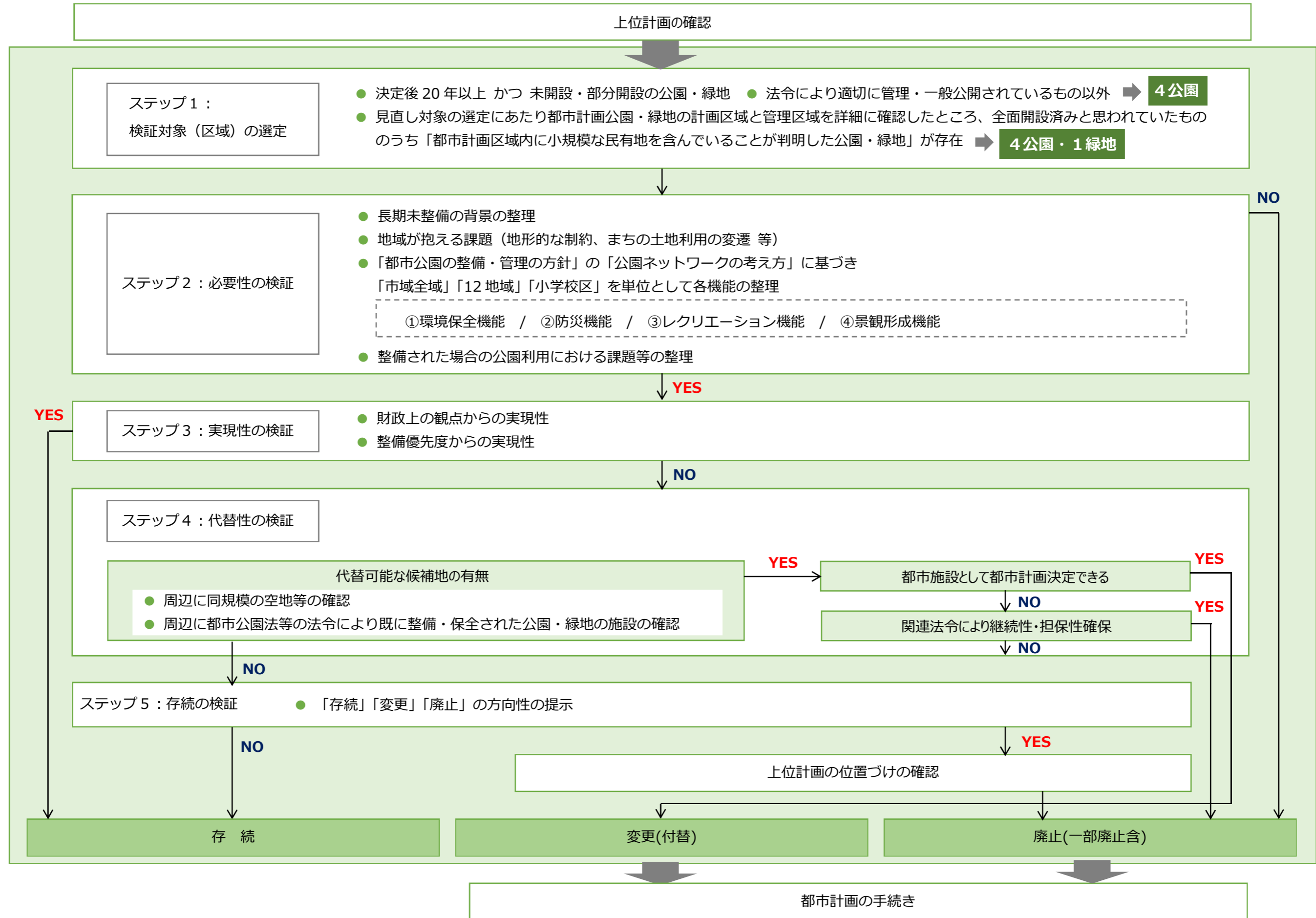
表. 都市計画公園・緑地・墓園ごとの都市計画決定状況（令和3年7月末時点）

	検証の観点				
	必要性	実現性	代替性	継続性 担保性	
①	○	○			→ 存続
②	○	△	○		→ 変更(付替)
③	○	△	×	○	→ 廃止
④	○	△	×	×	→ 存続
⑤	×				→ 廃止

○：あり、△：乏しい、×：なし

2 検証の手順

以下の手順により検証を行います。



第4章 検証結果

1 検証結果一覧

No.	ステップ1： 検証対象				ステップ2： 必要性							ステップ3： 実現性	ステップ4： 代替性			ステップ5： 存続		
	都市計画公園・緑地		開設状況 (未整備の背景)	地域が抱える 現状・課題等	環境保全機能 都市環境の向上 ・生物生息生育	防災機能				レクリエーション 機能 健康・観光 の交流の場	景観機能 自然景観・ 歴史景観	必要性	実現性	代替	都市計 画決定		継続性 担保	
	番号	名称				延焼防止	避難路の 確保	復旧活動 拠点	洪水・土砂 流出防止									
1	2.2.2	稲岡公園	全面未開設 (米軍基地内)	基地返還予定未定、基地内土 地利用計画なし（見直し方向 性示せない）	○	○	○	○ 平場あり	× 平場	○	○ まちなかの緑	○	— 判断不可	-	-	-	存続	
2	2.2.8	山崎公園	全面未開設 (小学校敷地内)	学校施設3棟築40年以上、 建て替えのあり方は今後検討	○	○	○	○ 学校隣接	× 平場	○	○ まちなかの緑	○	○	-	-	-	存続	
3	2.2.21	長坂公園	一部未開設 (部分開設)	市街化調整区域、荻野小学校 区北側に首都圏近郊緑地保全 地区が広がりみどり豊か	○	○	○	○ 避難所隣接	× 平場	○	○ まちなかの緑	○	△ 利用のある民有地	×	-	×	存続	
4	3.3.8	第2臨海公園	全面未開設 (アクセス性低、 費用対効果低)	谷戸地形で水平移動は限定 的、地域に平場が少ない	○	○	×	×	× 土砂流出 可能性大	×	○ 斜面緑地	○	△ 緑地として保全	×	-	×	存続	
5	2.2.3	港町公園	開設済・ 一部民有地含む	開設済で一般に開放されてい るが整備過程で計画区域と開 設区域に差異が生じている、 都市計画決定当時の目的が達 成されているが計画区域内の 民有地には建築制限がかかっ ている	○	○	○	○ 平場あり	× 西側斜面	○	○ 自然・歴史	○	×	○	○	-	変更	
6	2.2.33	根岸第4公園	開設済・ 一部民有地含む		○	○	○	○ 平場あり	× 平場	○	○ まちなかの緑	○	×	○	○	-	変更	
7	3.3.2	諏訪公園	開設済・ 一部民有地含む		○	○	○	×	○	○	○ 樹林地	○	×	○	○	-	変更	
8	3.3.20	佐島の丘公園	開設済・ 一部民有地含む		○	○	○	○ 平場あり	×	○	○ 斜面地の 広場	○	○ まちなかの緑	×	○	○	-	変更
9	10号	光の丘水辺緑地	開設済・ 一部民有地含む		○	○	○	×	○	○	○ 樹林地	○	×	○	○	-	変更	

【凡例】○：あり、△：乏しい、×：なし、-：検証なし

※当初、3.3.7愛宕山公園と8.3.3馬堀自然教育園も検証対象としていましたが、現地確認を行ったところ都市計画区域＝開設区域と判明したため検証対象から除外しました。

①概要

- ・種別：街区公園 ・位置：稲岡町地内
- ・面積：0.17ha（整備済面積：0.0ha、未整備面積：0.17ha）
- ・都市計画決定：昭和22年4月22日（当初）
昭和50年4月1日（変更）
- ・軍都から転換しつつある市街地における市民の生活環境の向上を目的として、米軍の要望により疎開跡地であった当該地を指定



図. 位置図

②長期未整備の背景

- ・都市計画決定以降、米軍基地内にあり全面未整備のまま ・米軍基地内のため実質建築制限なし

③地域の現状・課題等

- ・米軍基地返還の予定は未定 ・米軍基地の土地利用計画はない ・20年後人口は現状維持～微減予想

④必要性の検証（ステップ2） ⇒ 必要性：あり

機能	項目	評価	
環境保全機能	都市環境の向上・生物生息生育の場	○	まちなかの緑として機能
防災機能	延焼防止	○	周辺建物への延焼防止効果あり
	避難路の確保	○	住宅・事務所等の避難路確保に寄与
	復旧活動拠点	○	平場があるため復旧活動拠点になり得る
	洪水・土砂流出防止	×	平場のため洪水・土砂流出防止効果は低い
レクリエーション機能	健康・観光の交流の場	○	まちなかのレクリエーション拠点
景観機能	自然景観・歴史景観	○	まちのみどりとして景観向上に寄与

⑤実現性の検証（ステップ3） ⇒ 実現性：判断不可

- ・本市は可能な限り米軍基地返還を求めていくこととしているが予定は未定 ・実現性の判断不可

⑥代替性の検証（ステップ4） ⇒ 代替性：判断不可

- ・米軍基地内の代替先は判断不可 ・基地外での代替可能な候補地なし

⑦存続の検証（ステップ5） ⇒ 検証結果：存続

- ・実現性の有無・代替性の判断はできないが、公園としての必要性はあるため

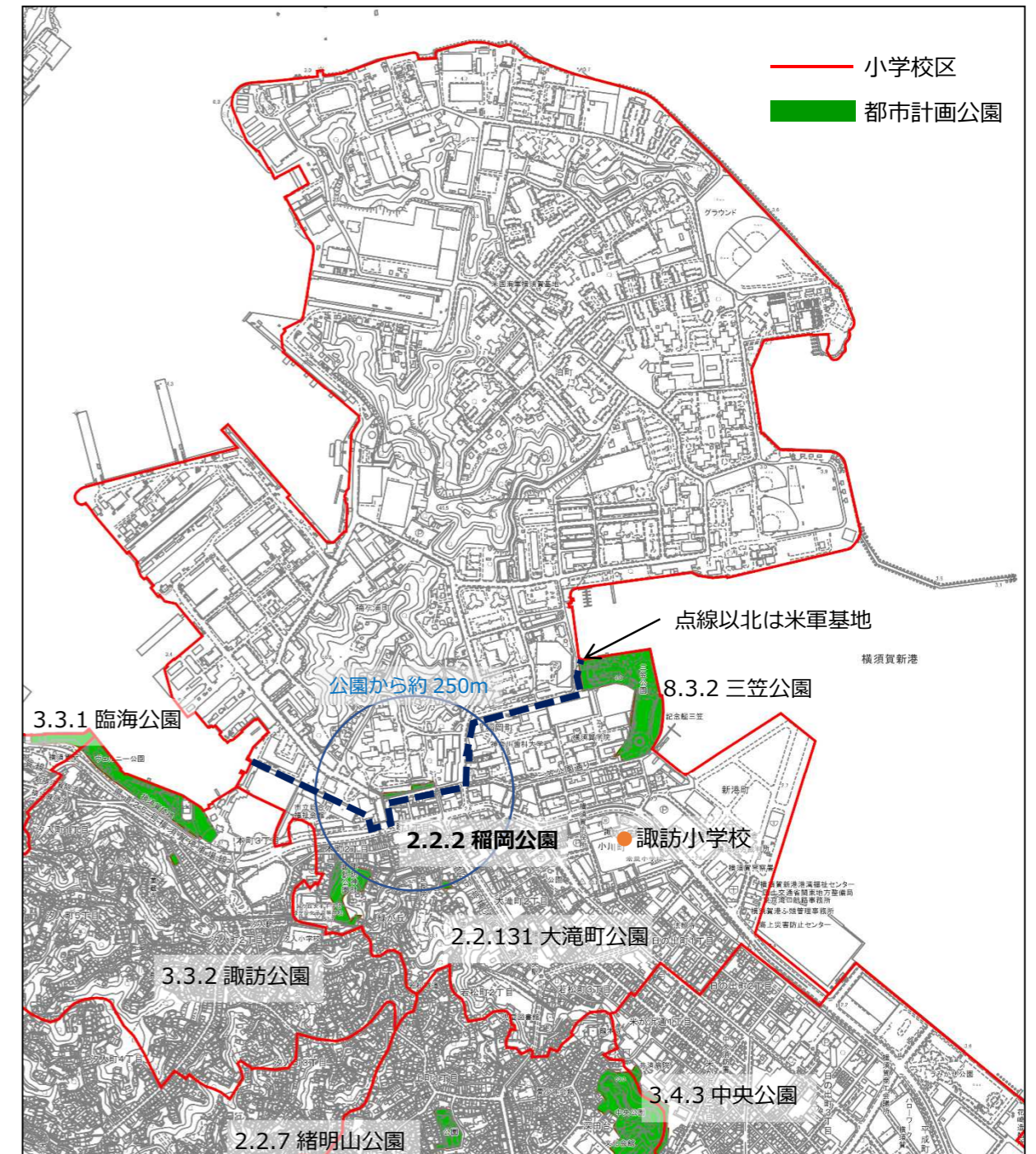


図. 稲岡公園周辺

①概要

- ・種別：街区公園 ・位置：三春町6丁目地内
- ・面積：0.12ha（整備済面積：0.0ha、未整備面積：0.12ha）
- ・都市計画決定：昭和24年1月24日（当初）
昭和32年3月23日（変更）
昭和50年4月1日（変更）
- ・現 国道16号（都市計画道路3.3.2安浦下浦線）整備後、児童が安全に遊べるよう都市計画決定された

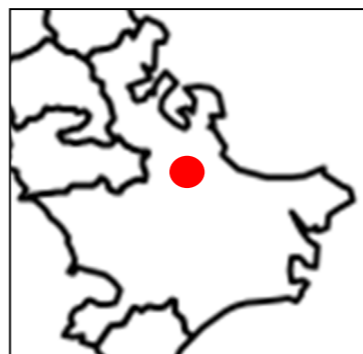


図. 位置図

②長期未整備の背景

- ・計画区域は市立山崎小学校用地（市有地） ・学校敷地として利用されている

③地域の現状・課題等

- ・市立山崎小学校の学校施設3棟すべて建築後40年以上経過 ・20年後人口は現状維持～微減予想
- ・児童・生徒数と施設規模の乖離、災害リスクなどを考慮した建て替えのあり方は今後検討予定

④必要性の検証（ステップ2）

機能	項目	評価	
環境保全機能	都市環境の向上・生物生息生育の場	○	まちなかの緑として機能
防災機能	延焼防止	○	小学校校庭とあわせて延焼防止効果あり
	避難路の確保	○	住宅・事務所等の避難路確保に寄与
	復旧活動拠点	○	小学校と隣接しており復旧活動拠点になり得る
	洪水・土砂流出防止	×	平場のため洪水・土砂流出防止効果は低い
レクリエーション機能	健康・観光の交流の場	○	まちなかのレクリエーション拠点
景観機能	自然景観・歴史景観	○	まちのみどりとして景観向上に寄与

⑤実現性の検証（ステップ3） ⇒ 実現性：高い

- ・学校施設の建て替え計画によっては計画の実現性は高い

⑥代替性の検証（ステップ4） ⇒ 代替性：なし

- ・周辺地域には住宅地が広がり、代替先がない

⑦存続の検証（ステップ5） ⇒ 検証結果：存続

- ・地域に必要な公園として計画の存続が望ましい

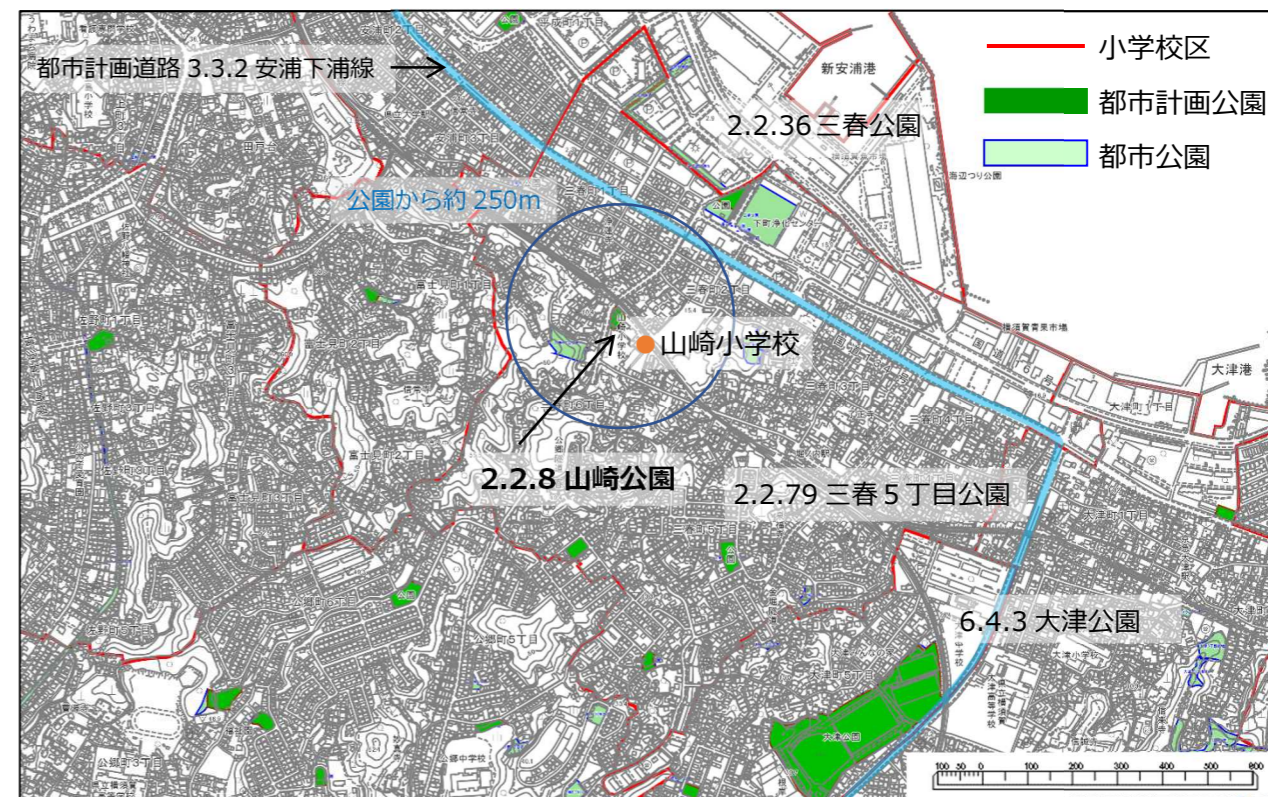


図. 山崎公園周辺

①概要

- ・種別：街区公園 ・位置：長坂字堀越地内
- ・面積：0.71ha（整備済面積：0.45ha、未整備面積：0.26ha）
- ・都市計画決定：昭和32年3月23日（当初）
昭和50年4月1日（変更）
- ・市域全域にわたり一般の公園利用をさらに高めることを目的として計画

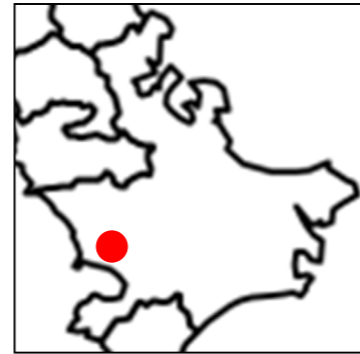


図. 位置図

②長期未整備の背景

- ・整備済区域ですべての公園機能を一定程度を担えている
- ・未整備区域は資材置き場として利用されている

③地域の現状・課題等

- ・荻野小学校区北側には首都圏近郊緑地保全地区が広がり、みどり豊かな地域に位置する
- ・20年後人口は現状維持～微減予想

④必要性の検証（ステップ2）

機能	項目	評価	
環境保全機能	都市環境の向上・生物生息生育の場	○	まちなかの緑として機能
防災機能	延焼防止	○	周辺建物への延焼防止効果あり
	避難路の確保	○	住宅・学校等の避難路確保に寄与
	復旧活動拠点	○	中学校等と隣接しており復旧活動拠点になり得る
	洪水・土砂流出防止	×	平場のため洪水・土砂流出防止効果は低い
レクリエーション機能	健康・観光の交流の場	○	まちなかのレクリエーション拠点
景観機能	自然景観・歴史景観	○	まちのみどりとして景観向上に寄与

⑤実現性の検証（ステップ3） ⇒ 実現性：乏しい

- ・市街化調整区域であるが既存宅地はない
- ・資材置き場として利用されている民有地

⑥代替性の検証（ステップ4） ⇒ 代替性：なし

- ・周辺地域には住宅地が広がり、整備済区域との連続性を考えると代替先はない

⑦存続の検証（ステップ5） ⇒ 検証結果：存続

- ・整備済区域だけで一定程度の公園機能は確保されているが、荻野小学校区内に同等の公園がない
- ・当該公園に期待される公園機能を十分発揮させるため存続が望ましい

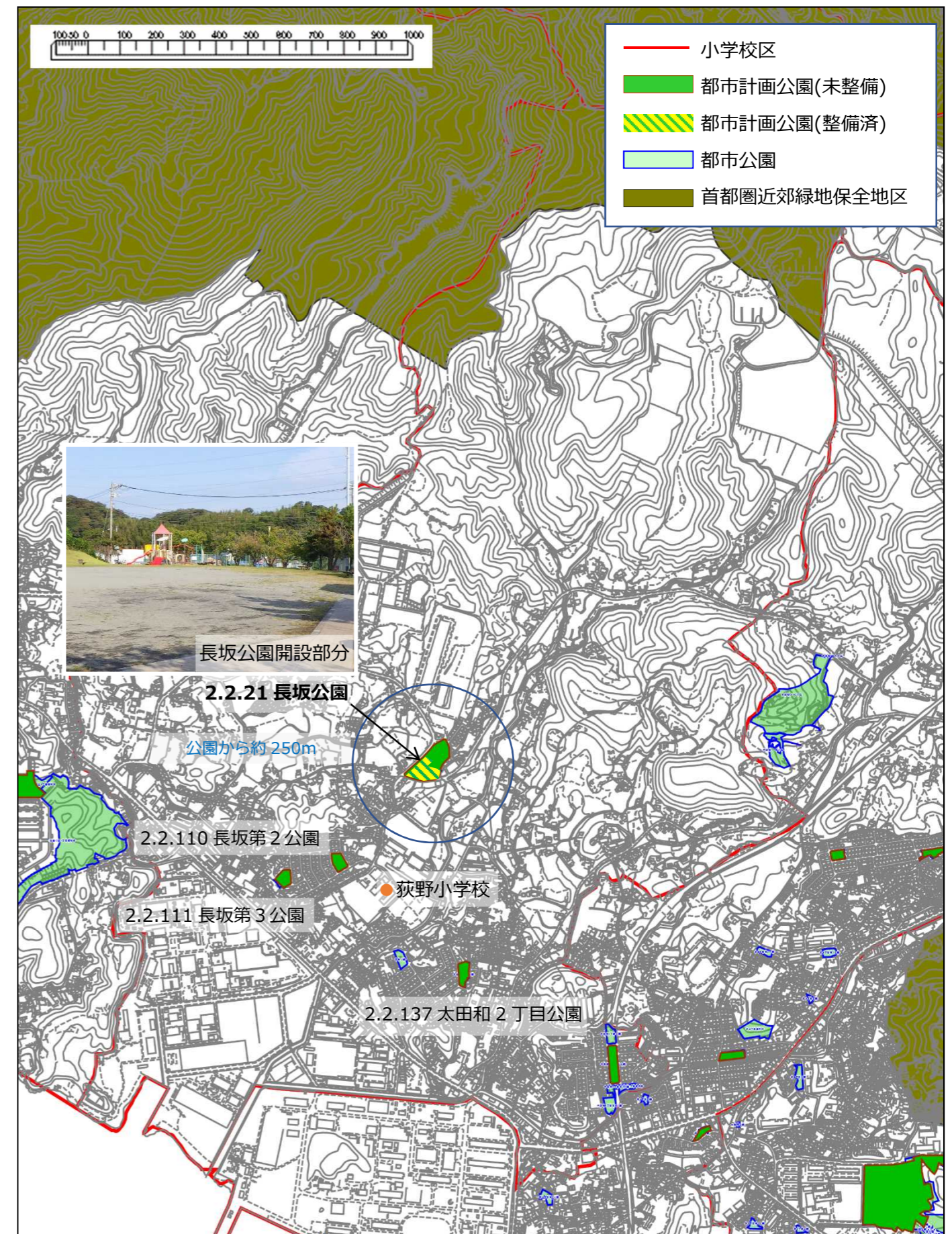


図. 長坂公園周辺

5 3.3.8 第2臨海公園

存続

①概要

- 種別：近隣公園 ・ 位置：西逸見1丁目地内
- 面積：0.17ha（整備済面積：0.0ha、未整備面積：0.17ha）
- 都市計画決定：昭和22年4月22日（当初）
昭和50年4月1日（変更）
- 軍都から転換しつつある市街地における市民の生活環境の向上を目的として、米軍の要望により疎開跡地であった当該地を指定

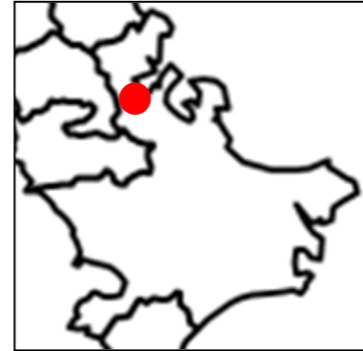


図. 位置図

②長期未整備の背景

- 逗子市二子山を中心とした緑の軸の東端、尾根の先端部分に位置していることから、計画区域のほとんどが斜面地であり、平場が少ないだけでなく、出入口が1か所しか確保できない

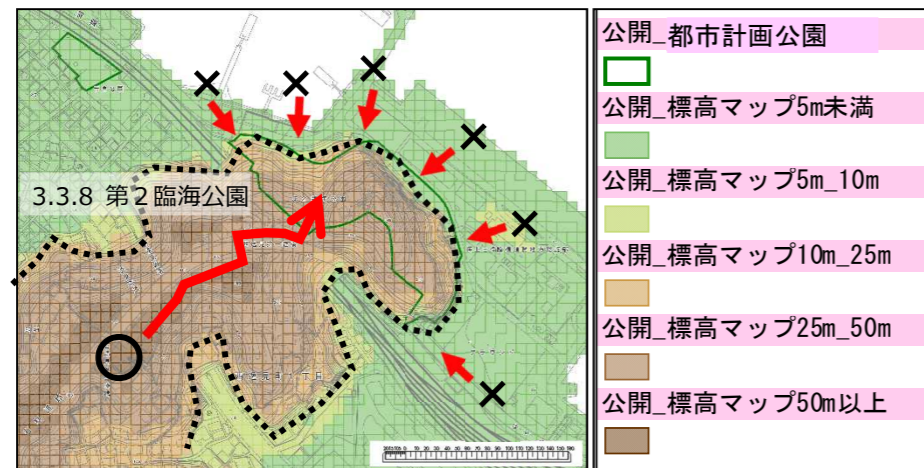


図. 標高マップ

③地域が抱える課題

- 逸見小学校区及び隣接する長浦小学校区は、全域的に谷戸地形 ・ 20年後人口は現状維持～微減予想
- 計画以前からJR横須賀線の線路が敷地南側にあり、さらに都市計画道路1.6.1本町山中線の開通したことにより、計画地は周辺住宅地から分断されているためアクセスしづらい

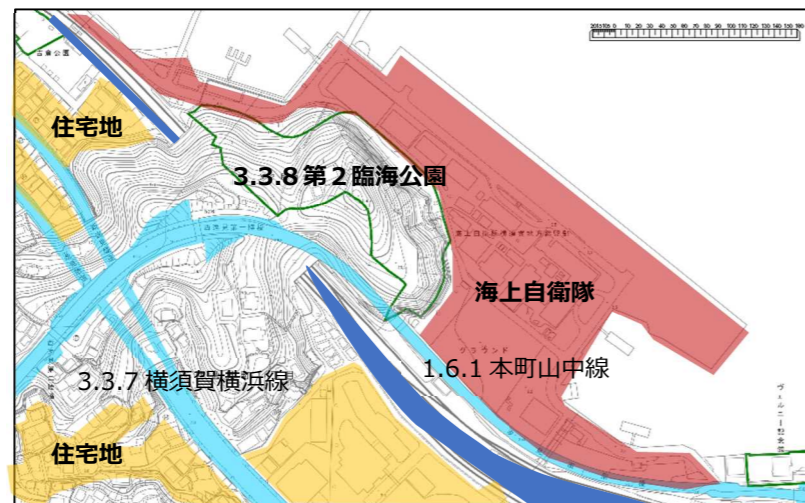


図. 都市計画公園と都市計画道路の配置

④必要性の検証(ステップ2) ⇒必要性：あり

機能	項目	評価	
環境保全機能	都市環境の向上・生物生息生育の場	○	まちなかの緑として機能
	延焼防止	○	周辺建物への延焼防止効果あり
防災機能	避難路の確保	×	出入口が1か所のみ、周辺と高低差あり
	復旧活動拠点	×	平場が少ないため
	洪水・土砂流出防止	×	土砂流出の可能性大(土砂レッド含む)
レクリエーション機能	健康・観光の交流の場	×	アクセス悪く、平場が少なく、計画当初ほどの公園利用は見込めない
景観機能	自然景観・歴史景観	○	斜面緑地景観向上に寄与

⑤実現性の検証(ステップ3) ⇒実現性：乏しい

- 計画当初の利用が見込めないため、整備優先度は低い

⑥代替性の検証(ステップ4) ⇒代替性：なし

- 周辺地域は谷戸地形であり、代替先となる広場はない
- 環境保全機能と景観機能を満たす代替可能な緑地制度として特別緑地保全地区の指定があるが計画区域に国有地（防衛省所管）が含まれているため特別緑地保全地区指定は望ましくない
[参考：都市緑地法運用指針]

⑦存続性の検証(ステップ5) ⇒検証結果：存続

- 環境保全機能と景観機能の保全を目的とした存続が望ましい



図. 第2臨海公園と周辺の都市計画公園

6 2.2.3 港町公園

変更(付替)

- ・種別：街区公園 ・位置：汐入町2丁目地内 ・面積：0.06ha（整備済面積：0.05ha、未整備面積：0.01ha）
- ・都市計画決定：昭和22年4月22日（当初）、昭和50年4月1日（変更）
- ・開設年月日：昭和26年4月10日 ・管理面積：0.06ha

変更理由 供養塔のある公園として親しまれていることから、管理区域への付け替えを行う変更が望ましい。

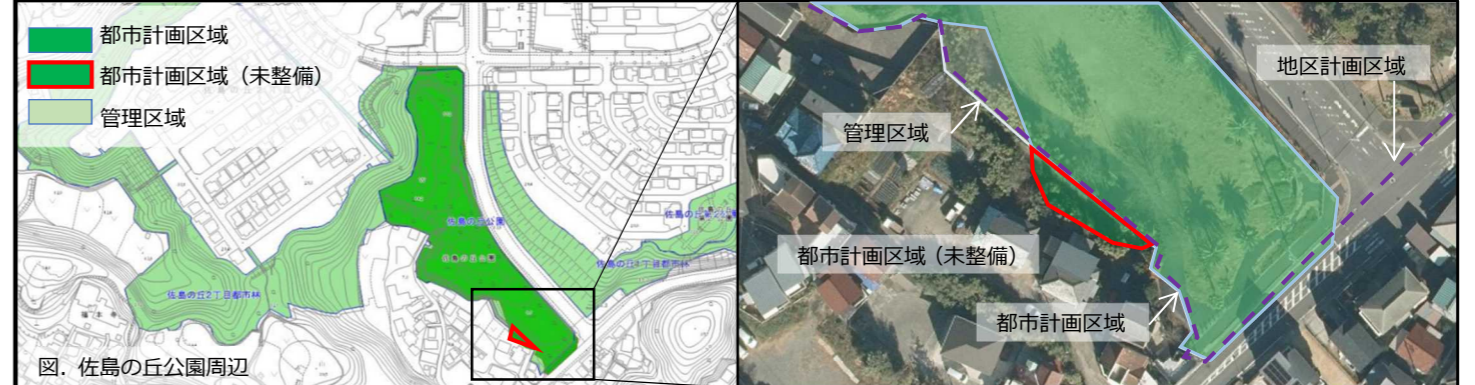


9 3.3.20 佐島の丘公園

変更(付替)

- ・種別：近隣公園 ・位置：佐島の丘2丁目地内 ・面積：1.4ha（整備済面積：1.39ha、未整備面積：0.01ha）
- ・都市計画決定：平成17年4月25日 ・開設年月日：平成19年4月1日 ・管理面積：1.4ha

変更理由 開発事業の中で計画区域と整備区域に差異が生じたため、管理区域への付け替えを行う変更が望ましい。

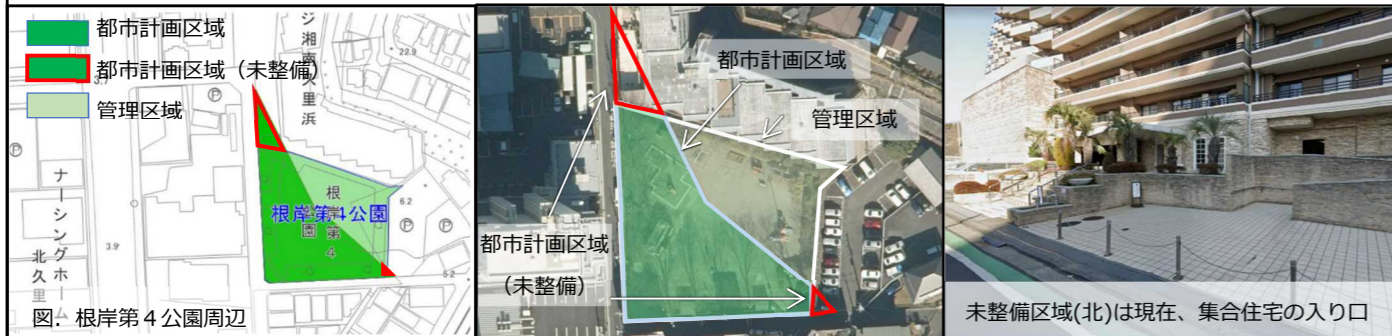


7 2.2.33 根岸第4公園

変更(付替)

- ・種別：街区公園 ・位置：根岸町1丁目地内 ・面積：0.17ha（整備済面積：0.15ha、未整備面積：0.02ha）
- ・都市計画決定：昭和40年9月22日（当初）、昭和50年4月1日（変更）
- ・開設年月日：昭和45年4月1日 ・管理面積：0.23ha

変更理由 土地区画整理事業前に計画された区域と形状が異なる、管理区域への付け替えを行う変更が望ましい。

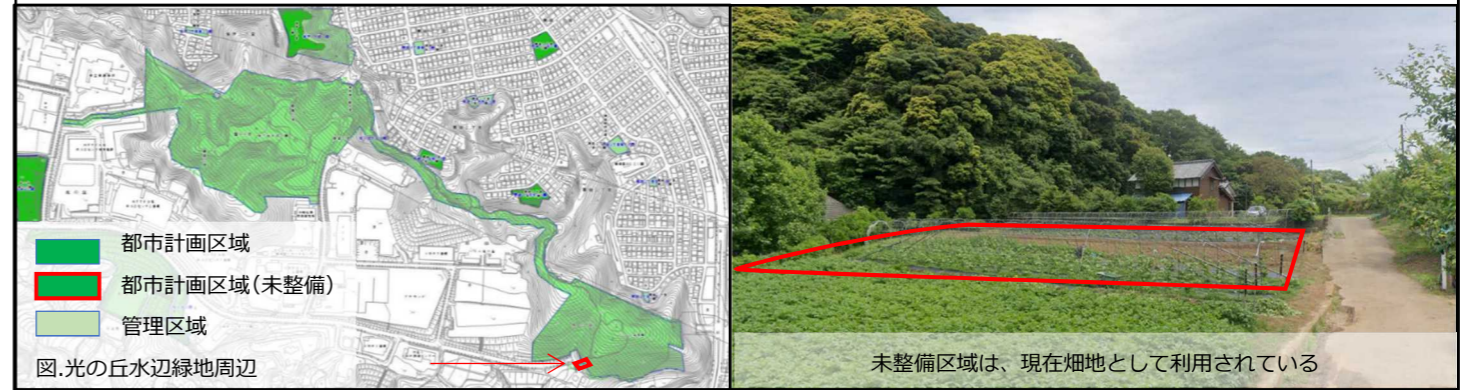


10 10号 光の丘水辺緑地

変更(付替)

- ・種別：緑地 ・位置：光の丘地内 ・面積：14.30ha(整備済面積：14.28ha,未整備面積：0.02ha)
- ・都市計画決定：平成10年9月18日 ・開設年月日：平成11年1月26日 ・開設面積：14.60ha

変更理由 開発事業の中で計画区域と整備区域に差異が生じたため、管理区域への付け替えを行う変更が望ましい。



8 3.3.2 諏訪公園

変更(付替)

- ・種別：近隣公園 ・位置：緑が丘地内 ・面積：1.1ha（整備済面積：1.04ha、未整備面積：0.06ha）
- ・都市計画決定：昭和32年3月23日（当初）、昭和50年4月1日（変更）
- ・開設年月日：明治45年4月1日 ・管理面積：1.48ha

変更理由 諏訪神社の社叢林が公園として親しまれており、管理区域への付け替えを行う変更が望ましい。



6~10
検証結果

- 長期未整備の背景…半世紀以上前の整備もしくは事業が進む中で計画区域と整備・管理区域に差異が生じてしまった
- 必要性の検証…都市計画決定当時の目的が達成され、都市公園法の下、適切に管理されているため、当該公園・緑地の必要性はある
- 実現性・代替性・存続の検証…いずれの公園等も都市計画面積≦管理面積であるため現状の管理区域を代替地とする

第5章 今後の進め方

今後は以下を予定しています。

- 「都市計画公園・緑地の見直し方針」パブリック・コメント手続（令和3年12月開始予定）
- 次回都市計画審議会で「パブリック・コメント手続の結果」報告（令和4年3月予定）
- 必要に応じて都市計画変更の手続き（令和4年度以降）